

呉市人口戦略対策本部設置要綱

(設置)

第1条 呉市の人口が減少を続けるなか、人口減少を緩やかなものにするとともに、人を惹きつけるまち「くれ」の実現を目指すことを目的として、呉市人口戦略対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 呉市人口戦略の策定及び推進に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）第2条に規定する副市長の代理順序により、その職務を代理する。

4 本部長付は、本部長及び副本部長を補佐する。

(本部会議)

第4条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長付及び本部員は、やむを得ない事由により、本部会議に出席できないときは、その職を代行する者を出席させるものとする。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者に本部会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、特定の課題に対応するため、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画部企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月17日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年12月4日から実施する。

別表（第3条関係）

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	呉市長職務代理者規則（平成11年3月30日規則第8号）第2条に規定する第1順位の副市長
本部長付	企画部参事
本部員	教育長，消防長，上下水道局長，総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉保健部福祉担当部長，こども部長，環境部長，産業部長，産業部参事，産業部農林水産担当部長，都市部長，土木部長